

A207-4 看護職員夜間配置加算  
(1日につき)

【項目の見直し】

A207-4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)  
50点

入院している患者については、夜間看護体制加算として、10点を更に所定点数に加算する。

A207-4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)

- 1 看護職員夜間12対1配置加算
- イ 看護職員夜間12対1配置加算1 80点
- ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 60点
- 2 看護職員夜間16対1配置加算 40点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該施設基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A214 看護補助加算 (1日につき)

【注の追加】

(追加)

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対

【注の追加】

(追加)

1 看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として30点を更に所定点数に加算する。

注3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り150点を更に所定点数に加算する。

A 2 1 8 地域加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 1級地
- 2 2級地
- 3 3級地
- 4 4級地
- 5 5級地
- 6 6級地

- 18点
- 15点
- 12点
- 10点
- 6点
- 3点

- 1 1級地
- 2 2級地
- 3 3級地
- 4 4級地
- 5 5級地
- 6 6級地
- 7 7級地

- 18点
- 15点
- 14点
- 11点
- 9点
- 5点
- 3点

A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算（1日につき）

【点数の見直し】

10点

20点

A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算（週1回）